

# 「OSAKA イノベーションデータラボ 2026（仮称）」企画運営等業務委託仕様書

## 1. 委託事業名

「OSAKA イノベーションデータラボ 2026（仮称）」企画運営等業務

## 2. 目的及び事業概要

大阪府では、社会に点在するデータをカタログとして集約し、一元的に管理するデータ仲介プラットフォーム「Open Data Platform in Osaka」（以下「ODPO」という。）を活用して、社会課題の解決に取り組むプログラム「OSAKA イノベーションデータラボ 2026（仮称）」（以下「データラボ」という。）を実施する。

ODPO は、令和6年3月に開始した、行政および民間が保有するデータを公開し、透明性の向上や民間・市町村による利活用を促進することを目的とした基盤である。これまで約2年をかけて、データ公開や標準化を進め、公開基盤として一定の役割を果たしてきた。しかし今後は、より一層の活用を促すため、次の3つの視点から事業を推進する。

- ・ 公開データを政策課題と直結させること
- ・ 利活用事例を PoC（実証）から実装段階へ発展させること
- ・ ODPO の利用者層をさらに拡大すること

本事業では、これら3つの視点に基づき、多様な情報（活用度の高いデータの発掘、先進事例、失敗例とその要因および対応策、活用促進における課題、地域課題・ニーズ 等）を把握したうえで、行政や民間のデータを活用して社会課題を解決するためのプロトタイプ開発やビジネス創出を目指す共創プログラムを実施する。これにより、“公開する基盤”から“使われる基盤”へと進化させることを目的とし、新たな利活用事例の創出とその周知を図るための運營業務等を委託する。

※データラボについて

データラボは、イベント開催に加え、オープンデータを活用した具体的なユースケースの創出および、今後の社会実装・政策活用につながる成果の創出を目的とする。そのため、民間企業等が持つノウハウを活かし、データを社会全体の知恵や経済活動に変換する仕組みを生み出す場として「ラボ」と表現している。

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 4. 委託上限額

22,900,000 円（税込） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

## 5. 事業内容及び提案を求める事項

本事業で委託する業務は、次の（1）から（4）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府の現状・取組状況（大阪スマートシティ戦略「次世代型スマートシティ OSAKA」及び令和7年度実施「OSAKA イノベーションデータラボ」）を踏まえ、大阪府と十分に協議・調整を行い実施すること。

参考：大阪スマートシティ戦略「次世代型スマートシティ OSAKA」

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/senryaku\\_kikaku/smartcity\\_senryaku/index.ht](https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/senryaku_kikaku/smartcity_senryaku/index.ht)

[ml](#)

令和7年度実施「OSAKA イノベーションデータラボ」

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/tokku\\_suishin2/orden/innovation\\_data\\_lab.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/tokku_suishin2/orden/innovation_data_lab.html)

なお、「応募者」「参加者」及び「ハッカソン」の用語の定義は、次のとおりである。

- ・「応募者」：データラボに参加申込をする者
- ・「参加者」：応募者の中から書類選考に合格し、データラボに参加をする者
- ・「ハッカソン」：データラボ参加者が、オープンデータを活用し地域課題等の解決策を創出する共創イベント

## (1) データラボ企画・設計

### ①委託内容

- ・他の自治体、民間事業者、大学におけるデータラボと同趣旨の取り組みについて調査し、活用度の高いデータの発掘、先進事例、失敗例と要因及び対応策、活用促進の課題、地域課題やニーズ等をまとめること。
- ・調査結果を踏まえつつ、ODPOと連携したデータ利活用のアイデアを盛り込み、活用することで社会課題を解決することがイメージできるテーマの設定を行うこと。
- ・データラボは、2つのコース（民間企業等向け（以下、「企業版ハッカソン」という。）と学生向け（以下、「学生版ハッカソン」）を設定すること。  
また、実施プログラムにおいて、データ利活用による社会課題解決の意義や具体的な方法を学ぶ機会（勉強会やワークショップ等）を設けること。
- ・参加者に対し、そのアイデアを用いて社会課題を解決するユースケースを創出するまで（プロトタイプを作成し、実証するフェーズまでを想定）伴走支援すること。
- ・参加者が、ユースケース創出のために必要としているデータ要望を把握し、当該データを保有する企業に対し、データラボへのデータ提供を依頼すること。（データラボ参加者と、データ保有企業とのマッチング等を想定）
- ・データラボへの応募を募るオープニングイベント（募集開始前）と、参加者の成果を発表できる場（年度末）（以下、「成果発表会」という。）を設けること。
- ・オープニングイベントの場において講演者を招き、データ利活用の意義等について講演する機会を確保すること。

### ②留意事項

- ・事業の成果目標（活用促進の到達点、データラボ参加チーム数、ユースケース創出数等）を設定したうえで進めること。なお、企業版ハッカソンは10チーム以上、学生版ハッカソンは5チーム以上の参加者を確保すること。
- ・2つのコースの実施にあたっては、参加者が参加しやすいスケジュール設定とすること。（学生版ハッカソンについては、学生の夏季休暇を考慮すること。）
- ・データラボで参加者が創出するユースケースについては、既に商品化しているソリューションや事業モデルの採用を前提とする場合でも、事業実施に必要なデータをODPOに掲載する、または、事業実施により得られるデータをODPOに掲載すること。
- ・参加者のプロトタイプ作成・実証までを伴走支援するフォローアップ体制を用意し、実証事業で検証すべき仮説の設計や評価方法の策定を支援すること。なお、自治体等との連携により、実証を行う場合は、当該自治体等の予算の確保状況を確認し、円滑な運営を支援すること。

- ・本事業開始前に既に ODPO に登録されているデータ提供事業者の紹介（初回）や ODPO 新規会員登録申請があった際の承認手続きは、大阪府で行うが、それ以外の調整を行うこと。

（参考） ODPO のサービス概要について：

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/tokku\\_suishin2/orden/orden\\_riyou.html#ODPOgaiyou](https://www.pref.osaka.lg.jp/o060020/tokku_suishin2/orden/orden_riyou.html#ODPOgaiyou)

- ・事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保（事業協賛、広告協賛、会場提供、参加費など）を行うなど、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。

（提案を求める内容）

- ・企業版ハッカソン、学生版ハッカソンそれぞれについて、募集テーマや応募要件、審査基準等を示し、その理由を提案すること。
- ・参加者がユースケースを創出できるよう、どのような伴走支援を行うのかについて、提案すること。

## （2）データラボ運営

### ①委託内容

- ・募集要項等を作成し、参加する民間企業及び学生等を募集すること。
- ・成果発表会には、外部の専門家・有識者（以下「外部審査員」という。）で構成する審査会を設置すること。（審査会では、参加者の成果の講評や順位付け等を行うことを想定）
- ・審査基準（参加者を選定する書類選考・成果発表会における審査会の審査基準）の作成のほか、成果発表会及び審査会の運営を行うこと。
- ・応募者が多数の場合、書類選考を実施するとともに、落選した応募者に対しフィードバックを実施すること。
- ・データラボに賛同する協力団体（企業）を探し、共催・後援団体（企業）を確保できるよう取り組むこと。

### ②留意事項

- ・データラボに参加する民間企業等の業種や規模の多様性を考慮し、様々な視点による交流を促進する内容とすること。
- ・委託費のうち、300万円程度を参加者が利用する有償データ購入費等として確保すること。
- ・審査会に必要な経費（例：外部審査員に対する謝金、会場費等）は、委託費に含む。
- ・事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保（事業協賛、広告協賛、会場提供、参加費など）を行うなど、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。

（提案を求める内容）

- ・事業期間を通じた運営体制（伴走及びサポート体制を含む）を提案すること。
- ・これまでに蓄積した知見・経験を活かしたイベント等プログラム開催当日の実施計画を提案すること。
- ・過去に同様のイベントを実施したことがある場合、その際の「イベント概要」、「運営マニュアル」など、概要がわかる書類を提出すること。

## （3）広報活動の実施

### ①委託内容

- ・民間企業や学生等の応募者を広く集める広報活動を実施すること。（少なくとも20団体以上の応募者数を確保すること。）
- ・民間企業等に対し、データラボの参加者が活用するデータの収集に協力してもらえる広報活動を実施すること。
- ・参加者が創出したユースケースを周知し、データ利活用の意義を自治体、民間企業等にも広く伝える広報活動を実施すること。

## ②留意事項

- ・広報内容は簡潔でわかりやすく、応募者が自分の役割や参加によって得られるスキル、データ利活用による社会課題解決の意義を明確にイメージできるよう工夫すること。
- ・データラボの成果や意義を、広く周知し、データ提供者の協力や実施成果が認識されるよう工夫すること。
- ・事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保（事業協賛、広告協賛、会場提供、参加費など）し、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。

### （提案を求める内容）

- ・十分な応募者を確保するための広報計画を提案すること。
- ・優秀作品をPRするための方策を提案すること。

## （4）（1）から（3）の実施結果に関するレポートの作成

### ①事業内容

- ・本事業の企画・実施結果・成果を取りまとめた報告書を作成すること。
- ・事業完了後は、令和9年3月末までに最終報告書を取りまとめ、大阪府に提出すること。なお、最終報告書は、印刷物の外、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。
- ・事業実施の様子がわかる写真や図表など、視覚的要素を効果的に活用し、分かりやすい形で表現すること。

## 6. 事業スケジュール及び実施体制等

- ・本事業を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。
- ・事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を適切に行うこと。

### （提案を求める内容）

- ・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似の事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無、想定している連携事業者・機関など）を記載すること。
- ・その他、本事業を効果的・効率的に実施するためのオリジナリティのある取組みについて提案すること。

## 7. 委託事業の一般原則

- ・業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- ・事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は事前に大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。

